

2018年9月28日

経済産業省 産業組織課

	主な改訂内容	頁※	関連する中間整理の提言	頁
本文	<ul><li>企業の多様性に応じた取組の在り方</li><li>グローバル展開の進んだ大規模・多角化企業、オーナー企業、新興・中堅企業を例として、その特性に応じて求められる取組の在り方について追記</li></ul>	5-6	2.CGSガイドラインの対象(ター ゲティング)	3
	<b>ダイバーシティ</b> - 取締役会のダイバーシティの要素として、 <u>ジェンダーや国際性</u> を例示	15	7.取締役会 一取締役会の多様性	19- 20
	<ul><li>取締役会議長</li><li>- 取締役会の監督機能を重視する企業において社外取締役などの非業務執行取締役が取締役会議長を務めることの意義や、必要な環境整備等について追記</li></ul>	17- 21	7.取締役会 一取締役会議長	19
	<b>委員会の実効性評価</b> - <b>指名委員会・報酬委員会</b> 等について、取締役会と一体として実効的に機能しているか、取締役会の実効性評価の一環として評価を行うことが有益である旨を追記	27	4.指名委員会・報酬委員会の活用 一委員会の実効性評価	13
	<b>社外取締役の人材市場の拡充</b> - 経営経験者(特に <u>社長・CEOやCFO等を退任した者</u> )等が他社の社外取締役を引き受けることの意義について追記	30- 31	3.社外取締役の活用 一社外取締役の人材プールの拡充	8
	<ul><li>社長・CEOの指名と後継者計画</li><li>・ 社長・CEOの指名と後継者計画の重要性、現社長・CEOの責務、取締役会による監督と客観性・透明性の確保、社内者と社外者(指名委員会)の役割分担など、後継者計画に関する記載を全面改訂</li></ul>	33- 38	5.社長・CEO等の指名・後継者計 画	16
	指名委員会と報酬委員会の連携 - 社長・CEOの選解任の実効性向上や効率的な委員会運営の観点から、指名委員会と報酬委員会との連携を図ることが有効である旨を追記	50	4.指名委員会・報酬委員会の活用 一審議事項や審議対象等に応じた 委員会のあり方	12

	主な改訂内容	頁	関連する中間整理の提言	頁
本文	相談役・顧問制度に関する情報発信 - 東証の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を利用して積極的に情報 発信を行うことが期待される旨を追記	56- 57	_	_
別 紙 1	- (改訂なし)	_	_	_
別紙 2	<b>ダイバーシティ(再掲)</b> - 取締役会のダイバーシティの要素として、ジェンダーや国際性を例示	73	7.取締役会 一取締役会の多様性	19- 20
	<b>社外取締役に求める資質・背景・適格性</b> - 取締役会・社外取締役を総体(集合体)として捉え、全体として必要な資質・ 背景を備えさせる観点と、複合的・多様な視点を有する構成とする観点を追記	73, 75, 77	3.社外取締役の活用 一社外取締役に求められるリテラ シー及び資質の確保	6
	- 社外取締役の資質について、ミニマム・スタンダードとして最低限のリテラ シーが求められる旨を追記			
	- 社外取締役が実質的な役割・機能を果たす上での <b>アベイラビリティや責任感と</b> <b>覚悟</b> の重要性と、 <b>本業や兼職状況の確認</b> 等について追記			
	<b>社外取締役の再任上限</b> - 社外取締役の独立性確保や取締役会の新陳代謝の実現の観点から、各社において、 <b>再任(就任期間)上限を設定</b> することの意義について追記	85	3.社外取締役の活用 一社外取締役の在任期間の上限の 設定等	7-8
	<b>社外取締役の再任基準</b> - 社外取締役の質の担保と、社外取締役の独立性・監督の実効性の確保の観点から、指名委員会において <u>社外取締役の再任基準の設定</u> を検討すべき旨を追記	86- 87	3.社外取締役の活用 一社外取締役の選任・再任プロセ スの明確化	6-7

	主な改訂内容	頁	関連する中間整理の提言	頁
別 紙 3	<b>指名委員会と報酬委員会の連携(再掲)</b> - 社長・CEOの指名と報酬決定は業績評価等共通する部分が多いことから、指名 委員会と報酬委員会との連携を図ることが有効である旨を追記	90	4.指名委員会・報酬委員会の活用 一審議事項や審議対象等に応じた 委員会のあり方	12
	<ul><li>報酬委員会において議論すべき事項</li><li>適切なインセンティブ付与や優秀な人材確保の観点から、報酬委員会において 議論すべき事項について追記</li></ul>	92- 93	6.経営陣幹部の報酬・業績評価等	17
	<b>委員会の構成</b> - 委員会の委員としては <b>社外取締役が原則(最も適任)</b> であり社外監査役の活用は補完的なものである点を明確化するとともに、外部有識者(専門家)に関する課題を追記	100 - 105	4.指名委員会・報酬委員会の活用 一社外者委員の範囲	12- 13
	- 委員会の構成について「社外者」ではなく <u>「社外役員」を中心とする考え方</u> に変更(①社外役員が過半数か、②社外役員が半数であって委員長が社外役員)			
	<b>委員会の構成・運営の在り方</b> - <b>諮問対象者・諮問事項や企業の置かれた状況に応じて</b> 、望ましい委員会の構成 や運営の在り方は異なり得る旨を追記	107 - 108	4.指名委員会・報酬委員会の活用 一審議事項や審議対象等に応じた 委員会のあり方	12
	<b>委員会の実効性評価(再掲)</b> - 委員会について、取締役会と一体として実効的に機能しているか、取締役会の 実効性評価の一環として評価を行うことが有益である旨を追記	108 - 109	4.指名委員会・報酬委員会の活用 一委員会の実効性評価	13
別 紙 4	社長・CEOの後継者計画 - 社長・CEOの後継者計画に取り組もうとする企業が参照できるベストプラクティスや考え方を整理し、先進的な企業における取組例を紹介	全体	5.社長・CEO等の指名・後継者計 画	16
(新 設)	・後継者計画を構成する取組、後継者計画の時間軸、後継者計画の策定・運用に取り組む際の7つの基本ステップ、社内者と社外者の役割分担、指名委員会の役割、後継者計画の言語化・文書化、外部人材の招聘、特殊な企業における後継者計画の在り方、情報発信など			